



第29条第2項中「第32条第4項」を「第32条第6項」に改める。

第35条中「、第51条第1項若しくは第2項、第71条第1項」及び「、第138条の10第1項、第146条の2第1項」を削り、「県税減免決定通知書」の次に「、条例第51条第1項若しくは第2項の規定により県税の減免に関する承認をした場合においては第49号様式の2による法人県民税均等割額の減免承認通知書、条例第71条第1項の規定により県税の減免に関する決定をした場合においては第49号様式の3による個人事業税減額通知書、条例第138条の10第1項又は第146条の2第1項の規定により県税の減免に関する決定をした場合（第138条の7第1項又は第145条第1項の規定による申告と同時に減免の申請があつた場合を除く。）においては第49号様式の4による自動車税減免決定通知書」を加え、「第49号様式の2」を「第49号様式の5」に改める。

第36条の表の(4)の項中「交付要求等に係る金銭の充当済通知書」を「充当通知書」に改める。

第40条の表の(3)の項中「県民税決定報告書」を「県民税賦課状況報告書（当初）」に改め、同表の(5)の表中「県民税変更報告書」を「県民税賦課状況報告書（確定）」に改め、同表の(8)の項中「法人県民税・法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税の更正・決定・加算金決定通知書」を「法人県民税・法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税更正決定等通知書」に改め、同表の(10)の項中「県民税利子割更正・決定・加算金決定通知書」を「県民税利子割更正決定等通知書」に改め、同表の(11)の項中「県民税配当割更正・決定・加算金決定通知書」を「県民税配当割更正決定等通知書」に改め、同表の(12)の項中「県民税株式等譲渡所得割更正・決定・加算金決定通知書」を「県民税株式等譲渡所得割更正決定等通知書」に改め、同表の(13)の項中「法人事業税・特別法人事業税の確定申告書の提出期限の延長の承認等通知書」を「法人事業税・特別法人事業税に係る確定申告書の提出期限の延長の承認等の通知書」に改め、同表の(18)の項中「徴収の猶予若しくは徴収の猶予期間の延長又は換価の猶予若しくは換価の猶予期間の延長決定通知書」を「徴収の猶予若しくは徴収の猶予期間の延長又は換価の猶予若しくは換価の猶予期間の延長通知書」に改め、同表の(19)の項中「第30号様式の2」を「第30号様式の3」に改める。

第44条の表の(6)の項中「不動産の決定価格等の通知書」を「不動産取得税不動産

価格通知書」に改め、同表の(9)の項中「不動産取得税徴収猶予決定通知書」を「徴収猶予通知書」に改め、同表の(11)の項中「不動産取得税徴収猶予取消通知書」を「徴収猶予取消通知書」に改める。

第45条（見出しを含む。）及び第45条の2（見出しを含む。）中「不動産取得税減額決定通知書」を「不動産取得税減額通知書」に改める。

第46条の表の(5)の項を削る。

第52条の表の(1)の項中「第138条の7第2項」を「第138条の7第3項」に改め、同表の(8)の項中「自動車税（環境性能割）更正・決定・加算金決定通知書」を「自動車税環境性能割更正・決定・加算金決定通知書」に改める。

第53条から第55条までを次のように改める。

#### 第53条から第55条まで 削除

第56条中「第138条の7第2項ただし書」を「第138条の7第3項」に、「第143条第3項ただし書」を「第143条第3項」に改める。

第57条から第61条までを次のように改める。

#### 第57条から第61条まで 削除

第62条の見出し中「免除決定通知書」を「免除通知書」に改め、同条中「自動車税（環境性能割）免除決定通知書」を「自動車税環境性能割課税免除通知書」に改める。

第63条の見出し中「免除決定通知書」を「免除通知書」に改め、同条中「自動車税（環境性能割）免除決定通知書」を「自動車税環境性能割課税免除通知書」に改める。

第67条の表の(2)の項中「軽油引取税特別徴収義務者登録通知書」を「特別徴収義務者登録通知書」に改め、同表の(6)の項中「徴収の猶予若しくは徴収の猶予期間の延長又は換価の猶予若しくは換価の猶予期間の延長決定通知書」を「徴収の猶予若しくは徴収の猶予期間の延長通知書」に、「第30号様式」を「第30号様式の2」に改め、同表の(7)の項中「第30号様式の2」を「第30号様式の3」に改め、同表の(13)の項中「軽油引取税更正・決定・加算金決定通知書」を「軽油引取税更正・決定・（加算金決定）等通知書」に改め、同表の(14)の項を削る。

---

第76条の表の(4)の項中「自動車税（種別割）納税証明書」を「自動車税種別割納税証明書」に改める。

第77条第3項中「第49号様式」を「第49号様式の4」に、「第49号様式の2」を「第49号様式の5」に改める。

附則第4項中「附則第12条の2」を「附則第12条の2の2」に改め、附則に次の1項を加える。

6 令和7年度における第59条第2項の規定の適用については、同項中「4月1日から2月末日まで」とあるのは「4月1日から8月末日まで」と、「3月1日から3月末日まで」とあるのは「9月1日から9月末日まで」とする。

第4号様式を次のように改める。

---

第4号様式（第5条関係）

領収済通知書 ㊦ ㊧									
加入者名	富山県総合県税事務所	口座記号番号		金額	円				
収納機関番号		納付番号		確認番号		納付区分			
納期限		年度					OCR-ID		
延滞金額		課税事務所		領収日付印					
	円	取りまとめ金融機関							
合計金額	円	取りまとめ店							
納税者氏名		様							
C V S 収 納 用									

  

納付(入)書(原符) ㊨			
加入者名	富山県総合県税事務所		
口座記号番号			
納付番号			
確認番号		納付区分	
税目			
納期限			
金額	円		
延滞金	円		
合計金額	円		
納税者氏名	様		
納付内容			
課税事務所			
領収日付印			

  

領収証書 ㊩			
納付番号		確認番号	
		納付区分	
税目		年度	
期別			
申告処理区分		事務所	富山県総合県税事務所
納期限	年 月 日		
納付(納入)する額	税額	円	
	延滞金	円	
		円	
		円	
	合計	円	
左記金額を領収しました。			
金額	円		
延滞金	円		
合計金額	円		
領収日付印			

第8号様式中「富山県指定金融機関北陸銀行又は富山県収納代理金融機関」を削る。

第9号様式中「納付（納入場所）」を「納付（納入）場所」に改め、「富山県指定金融機関北陸銀行又は富山県収納代理金融機関」を削る。

第10号様式(1)を次のように改める。

---

第10号様式(1) (第5条、第42条関係)

第 号  
年 月 日

様

富山県総合県税事務所長 印  
(富山県知事)

過誤納金等還付(充当)通知書

次の過誤納となつた金額を還付します(充当等しました)ので、通知します。

還付する金額

円 = ①過誤納金の額 + ②還付加算金の額 - ③充当額

<過誤納金の額等の明細>

税目					
科目					
課税・登録番号					
年度・期別					
納付(納入)すべき額(円)					
納付(納入)した額(円)					
過誤納金の額(円)					
還付加算金の額(円)					
お返しする理由					
発 生 年 月 日					
				①過誤納金の額 合計 (円) =	
				②還付加算金の額 合計 (円) =	

<充当明細>

未納の税目					
未納の税目					
事務所					
課税・登録番号					
年度・期別					
充当適状日					
充当額 (円)					
充当後未納額 (円)					
				③充当額 合計 (円) =	

## &lt;振替口座&gt;

金融機関		払 込 日	
預金種別		払込金額	円
	口座番号	払 込 人	

## 注 意 事 項

## 1 処分に不服がある場合の救済の方法

(1) この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。

(2) (1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。

イ この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

## 2 特別法人事業税及び地方法人特別税に関する充当等の特例について

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）第14条第1項第1号又は第2号に掲げる還付金等がある場合の充当等については、同条第2項又は第3項の規定が適用されます。

また、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）第16条第1項第1号又は第2号に掲げる還付金等がある場合の充当等については、同条第2項又は第3項の規定が適用されます。

第12号様式(1)を次のように改める。

第12号様式(1) (第5条関係)

(表1)

県税督促状

様

次のとおり未納となつておりますので、下記のとおり至急納めてください。

課税番号

年度	期別	区分
税目	納期限	
所轄事務所	根拠規定	

納付 (納入) する金額	未納税額	円
		円
		円
		円
		円
合計		円

年 月 日

富山県総合県税事務所長 印

(富山県知事)

(表 2)

領収済通知書									
加入者名	富山県総合県税事務所	口座記号番号		金額	円				
収納機関番号		納付番号		確認番号		納付区分			
納期限		年度				OCR-ID			
延滞金額		課税事務所		領収日付印					
	円	取りまとめ金融機関							
合計金額		取りまとめ店		領収日付印					
	円								
納税者氏名									様
C V S 収 納 用									

  

納付(入)書 (原符)			
加入者名	富山県総合県税事務所		
口座記号番号			
納付番号			
確認番号		納付区分	
税目			
納期限			
金額		円	
延滞金		円	
合計金額		円	
納税者氏名	様		
納付内容			
課税事務所			
領収日付印			

  

領収証書			
納付番号		確認番号	
課税番号		納付区分	
税目		年度	
期別			
申告処理区分		事務所	
納期限	年 月 日		
納付(納入)する額	税額		円
	延滞金		円
			円
	合計		円
左記金額を領収しました。			
金額		円	領収日付印
延滞金		円	
合計金額		円	

(裏)

<p><b>【延滞金について】</b></p> <p>延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年 7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年 7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3パーセントの割合を超える場合には、年 7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額です。</p> <p>この場合、税額 1,000円未満の端数があるとき、又は税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算します。</p>	<p><b>【処分不服がある場合の救済の方法】</b></p> <p>1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。</p> <p>2 1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで、この処分取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき。</p> <p>(2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>		
<p>この督促状を發した日から、起算して10日を経過した日までに徴収金を完納されない場合は、財産差押の処分を受けますから注意してください。</p>			

第12号様式(2)を次のように改める。

**第12号様式(2) 削除**

第12号様式(4)を削る。

第13号様式の7中「備考」を「摘要」に改める。

第17号様式を次のように改める。

**第17号様式 削除**

第22号様式を次のように改める。

---

## 第22号様式（第14条関係）

(表)

税 納税通知書

様

下記のとおり賦課しましたから納めてください。

課税番号		課税年度	
------	--	------	--

納付内訳		
区分		
税額	円	円
納期限	年 月 日	年 月 日

税率	課税標準額	既賦課分課税標準額
%	円	円

	課税済額	減免額等	差引税額
	円	円	円
課税の根拠	地方税法第 条及び富山県税条例第 条		

年 月 日

富山県総合県税事務所長



## (裏)

## 【延滞金について】

延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額です。

この場合、税額に1,000円未満の端数があるとき、又は税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算します。

## 【処分不服がある場合の救済の方法】

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第23号様式(1)中「

納税通知 書番号
-------------

」を「

課税番号
------

」に改める。

第23号様式(2)を次のように改める。

---

第23号様式(2) (第14条関係)

第 号  
年 月 日

様

富山県総合県税事務所長 印

個人事業税減額通知書

次のとおり個人事業税の税額を減額しましたから通知します。

課税年度	所得年			課税番号				
	区分	税率	課税標準額	年税額	減免額	納期の区分		
		%	円	円	円	第一期	第二期	随時
						円	円	円
確定税額 (1)								
既確定額 (2)								
差引税額 (1)-(2)								
賦課変更理由								

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第23号様式(3)を削る。

滞納処分費
地方税法の規定による 金額 円
同
同
同
同

第29号様式中「納税者番号」を「課税番号」に、

を

滞納処分費	摘要
地方税法に 規定する 税額 円	
同	
同	
同	
同	

に改める。

第30号様式を次のように改める。

第30号様式（第20条、第40条関係）

第 号  
年 月 日

納税者（特別徴収義務者）  
住（居）所  
（所在地）  
氏 名 様  
（名 称）

富山県総合県税事務所長 印  
（富山県知事）

徴収（換価）の猶予（期間の延長）通知書

次のとおり徴収（換価）の猶予（期間延長）を決定したので通知します。また、これに伴う次の期間に係る延滞金額については、（全額・2分の1）免除します。なお、分納を認められた納付（納入）金額は、必ず期限までに納付（納入）してください。その期限までに納付（納入）されないときは徴収の猶予等を取り消すことがあります。

猶予(猶予の延長)期間			年 月 日 から 年 月 日 まで					
徴収（換価）猶予をした徴収金								
税目 年度 期別	課税番号	納期限 督促発付日	税額 円	延滞金額 円 <small>法律による金額</small>	過少申告 加算金額 円	不申告 加算金額 円	重加算金額 円	摘要
計 (円)								
滞納処分費			円 (滞納処分費は、この通知書作成の日までのものです。)					
分納の方法								
回数	納付(納入)期日	納付(納入)金額	回数	納付(納入)期日	納付(納入)金額			
	・	・		・	・			
	・	・		・	・			
	・	・		・	・			
摘要	<p>1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。</p> <p>2 1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき。</p> <p>(2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>							

第30号様式の2を第30号様式の3とし、第30号様式の次に次の1様式を加える。

---

## 第30号様式の2 (第67条関係)

住所(所在地)										第	号	
氏名(名称)										年	月	日
富山県総合県税事務所長										印		
徴収の猶予(期間の延長) 通知書												
次のとおり徴収の猶予を決定しましたから通知します。 また、これに伴う次の期間にかかる延滞金額については、全額免除します。 なお、分納を認められた納入金額は必ず期限までに納入してください。その期限までに納入されないときは、徴収の猶予を取り消すことがありますから、念のため申し添えます。												
徴収の猶予をする金額												
課税番号	年度	期別	税目	納期限	本税	延滞金	加算金	重加算金	滞納処分費			
					円	円	円	円	円			
猶予期間	自	年 月 日		納付計画	納入年月日		納入金額					
	至	年 月 日										
担保	種	類	数量	価	格	所在地		保証人				
								所在地				
								名称				
備考	1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。 2 1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として(訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき。 (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。											

第33号様式を次のように改める。

## 第33号様式（第20条、第40条関係）

第 号  
年 月 日

納税者（特別徴収義務者）

住（居）所

（所在地）

氏 名 様

（名 称）

富山県総合県税事務所長 印  
（富山県知事）

## 徴収（換価）の猶予取消通知書

地方税法第 条第 号の規定により、徴収（換価）の猶予を取り消しましたから通知します。（また、この取消処分により、延滞金の免除も取り消します。）  
なお、未納の徴収金は、 年 月 日までに納付（納入）してください。同日までに納付（納入）されないときは、直ちに滞納処分を執行します。

徴収（換価）の猶予を取り消した徴収金								
税目	課税番号	納期限 督促発付日	税額	延滞金額	過少申告 加算金額	不申告 加算金額	重加算金額	摘要
計（円）								
滞納処分費			法律による金額 円（滞納処分費は、この通知書作成の日までのものです。）					
取消しの事由								
摘要								
1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。 2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。 (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。								

第35号様式から第37号様式までを次のように改める。

第35号様式（第20条関係）

第 年 月 日

納税者（特別徴収義務者）  
住（居）所  
（所在地）  
氏 名 様  
（名 称）

富山県総合県税事務所長 印  
（富山県知事）

滞納処分の執行停止通知書

次の滞納金額については、地方税法第15条の7第1項の規定により、滞納処分の執行を停止したから通知します。なお、資力が回復し、納税することができる状態になった場合には、執行の停止を取り消しますので、念のため申し添えます。

滞 納 金 額								
税 目 年度 期別	課税番号	納期限	税 額	延滞金額	過少申告 加算金額	不申告 加算金額	重加算金額	摘要
		督促発付日						
			円	法律による金額 円	円	円	円	
計（円）								
滞納処分費 法律による金額			円（滞納処分費は、この通知書作成の日までのものです。）					
摘 要								

第36号様式（第20条関係）

第 号  
年 月 日

納税者（特別徴収義務者）  
住（居）所  
（所在地）  
氏 名 様  
（名 称）

富山県総合県税事務所長 印  
（富山県知事）

滞納処分の執行停止取消通知書

次の滞納金額については、 年 月 日に滞納処分の執行を停止し、その旨通知しましたが、地方税法第15条の8第1項の規定により滞納処分の停止の取消しをしたから通知します。なお、次の滞納金額は、 年 月 日までに納付（納入）してください。同日までに納付（納入）されないときは、直ちに滞納処分を執行しますから、念のため申し添えます。

滞 納 金 額									
税 目	課税番号	納期限	税 額	延滞金額	過少申告	不申告	重加算金額	摘要	
年度	期別	督促発付日	円	円	加算金額	加算金額	円	円	円
				法律による金額					
計（円）									
滞納処分費		法律による金額		円（滞納処分費は、この通知書作成の日までのものです。）					
取消し の事由									
摘 要									
1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。 2 1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき。 (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。									

**第37号様式 削除**

第42号様式の2の3を次のように改める。



第43号様式(1)を次のように改める。

第43号様式(1) (第29条関係)

納税証明書

住 所  
氏名または名称

様

使用目的

[Empty box for use purpose]

証明事項

税目					
事業年度・課税年度 または年・月	区分	納付(納入) すべき額 円	納付(納入) した額 円	未納の額 円	法定 納期限等
課税客体等	表示用登録番号 (車体番号: )				

上記のとおり相違ないことを証明します。

富山県総合県税事務所長 [印]  
(富山県知事)

第 号  
作成年月日

第43号様式(3)を次のように改める。

**第43号様式(3) 削除**

第43号様式(5)を次のように改める。

---

第43号様式(5) (第29条関係)

納税証明書交付申請書

年 月 日

富山県総合県税事務所長 殿

(富山県知事)

申請者

(納税者) 住所 (所在地)

氏名 (名称)

日中連絡のつく電話番号 ( ) —

※納税者の代理人が申請される場合は、下記にも記入願います。

代理人 住所

氏名

日中連絡のつく電話番号 ( ) —

次の目的に使用するため納税証明書の交付を申請します。

使用目的	該当の番号を○で囲み、「6 その他」の場合は、具体的に記入してください。		
	1 建設業許可申請(変更届)用	4 資金借入用(全税目に滞納がないこと。)	
証明事項	2 入札参加資格審査用	5 資金借入用(指定税目の金額)	
	3 融資制度利用申請用	6 その他 [ ]	
	該当の番号を○で囲んでください。		
	1 納付すべき額、納付した額及び未納の額 (該当税目に○印を付け、年度区分を記入してください。)		
	法人県民税	事業年度	年 月 日～ 年 月 日
	法人事業税	事業年度	年 月 日～ 年 月 日
	特別法人事業税	事業年度	年 月 日～ 年 月 日
	個人事業税	年所得分	年所得分 年所得分
	税		
	2 全税目に滞納がないこと。		
3 地方税法第16条の4第2項の規定により通知した金額			
4 滞納処分を受けたことがないこと。 (該当する欄に○印を付けて記入してください。)			
全税目に対し、過去 年			
税に対し、過去 年			
5 地方税法施行規則第1条の9に定める事項 [ ]			
発行枚数	枚		

---

第43号様式の2中「第32条第4項」を「第32条第6項」に改める。

第47号様式の4備考3(3)中「(法附則第62条第1項の規定の適用がある場合には、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいいます。)及びそのまん延防止のための措置の影響により法第73条の27の2第1項に規定する耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から6月以内に自己の居住の用に供することができなかつたことにつき地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)で定めることにつき証明がされること並びに当該住宅の当該耐震改修の日から6月以内に令第37条の18第3項第2号の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類)」を削る。

第49号様式(1)を第49号様式とし、第49号様式(2)から第49号様式(4)までを削る。

第49号様式の2(3)を第49号様式の5(3)とし、第49号様式の2(2)を第49号様式の5(2)とし、第49号様式の2(1)を第49号様式の5(1)とし、第49号様式の次に次の3様式を加える。

## 第49号様式の2（第35条関係）

第 号  
年 月 日

様

富山県総合県税事務所長 印

## 法人県民税均等割額の減免承認通知書

さきに申請のあつた法人県民税均等割の減免については、富山県税条例第51条第 項の規定に基づき承認します。

申請者	所在地			事業年度
	法人名			から まで
		減免前の 均等割額	減免する 均等割額	減免後の 均等割額
法人県民税 均等割額		円	円	円
摘要				

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

課税番号

法人番号

## 第49号様式の3（第35条関係）

第 号  
年 月 日

様

富山県総合県税事務所長 印

## 個人事業税減額通知書

次のとおり個人事業税の税額を減額しましたから通知します。

課税年度	所得年			課税番号			
区分	税率	課税標準額	年税額	減免額	納期の区分		
					第一期	第二期	随時
確定税額 (1)	%	円	円	円	円	円	円
既確定額 (2)	%	円	円	円	円	円	円
差引税額 (1)-(2)	%	円	円	円	円	円	円
賦課変更理由							

- この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。



第51号様式中「備考」を「摘要」に改める。

第51号様式の4中「納税者番号」を「課税番号」に、「備考」を「摘要」に改める。

第51号様式の5(1)から第51号様式の6までの規定中「納税者番号」を「課税番号」に、「備考」を「摘要」に改める。

第51号様式の7中「備考」を「摘要」に改める。

第51号様式の8中「備考」を「摘要」に改める。

第51号様式の10及び第51号様式の11中「納税者番号」を「課税番号」に、「備考」を「摘要」に改める。

第51号様式の13(1)から第51号様式の14(2)まで、第51号様式の17及び第51号様式の19(1)中「納税者番号」を「課税番号」に、「備考」を「摘要」に改める。

第51号様式の19(2)中「備考」を「摘要」に改める。

第51号様式の20から第51号様式の22(3)までの規定中「納税者番号」を「課税番号」に、「備考」を「摘要」に改める。

第51号様式の22(4)及び第51号様式の22(5)中「備考」を「摘要」に改める。

第51号様式の34(1)及び第51号様式の34(2)中「納税者番号」を「課税番号」に、「備考」を「摘要」に改める。

第51号様式の43(2)中「納税者番号」を「課税番号」に、

本税	延滞金額	加算金額	重加算金額	滞納処分費	計	法定納期限等
	地方税法の規定による金額 円	円	円	地方税法の規定による金額 円	円	
	同			同		
	同			同		

を

本税	延滞金額	加算金額	重加算金額	滞納処分費	計	法定納期限等	摘要
	地方税法の規定による金額 円	円	円	地方税法の規定による金額 円	円		
	同			同			
	同			同			

に改める。

第51号様式の44を次のように改める。

## 第51号様式の44（第36条関係）

第 号  
年 月 日富山県総合県税事務所長 印  
(富山県知事)

## 配当計算書

次のとおり換価代金等を配当します。国税徴収法第131条の規定によりこの計算書を作成します。

滞納者	住(居)所 又は 所在地	氏名又は 名称			
受 入	換価財産等の名称、数量、性質及び所在		金額(円)		
支 払	債権者の住所(居所)及び氏名又は名称	確認した債権額(円)	配当順位	配当金額(円)	備考
残余金(円)	( ~交付)	換価代金等の交付	期日	年 月 日	午前 午後 時 分
			場所		
1 この処分について不服があるときは、換価代金交付期日までに、富山県知事に対して審査請求をすることができます。 2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として(訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。 (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。					
摘 要					

第51号様式の45中「交付要求等に係る金銭の充当済通知書」を「充当通知書」に、

「納税者番号」を「課税番号」に、

加算金額	重加算金額	滞納処分費	計
円	円	円	円

を

加算金額	重加算金額	滞納処分費	計	摘要
円	円	円	円	

に改める。

第51号様式の46中「納税者番号」を「課税番号」に、備考を摘要に改める。

第58号様式を次のように改める。

第58号様式（第40条関係）

富山県総合県税事務所長 殿

年度分県民税賦課状況報告書（当初）

富山県税条例第42条第1項の規定により、次のとおり報告します。

市町村長

1 納税義務者数

区 分		均等割のみ	所得割のみ	退職所得の所得割のみ	均等割及び所得割	合 計	超過課税対象	森林環境税対象
		①	②		③	①+②+③ ④		
納 税 義 務 者 数	普通徴収							
	特別徴収							
	計							

2 住民税総額

区分	県民税		市町村民税		合計		森林環境税	
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収
均 等 割								
う ち 超 過 課 税 分								
所 得 割								
小 計								
退 職 所 得 の 所 得 割								
計								
本年度課税における翌年度収入額								
前年度課税における本年度収入額								
課 税 額 合 計								
加算金								
過 少 申 告 加 算 金								
不 申 告 加 算 金								
重 加 算 金								

3 控除額

所得割控除額	人 員	控 除 税 額
外 国 税 額		
配 当		

R5以前県民税按分率	
R6以降県民税按分率	
森林環境税按分率	

4 減免額

減 免 額	人 員	均 等 割 額	所 得 割 額
全 部			
一 部			

第59号様式を次のように改める。

---

第59号様式（第40条関係）

富山県総合県税事務所長 殿

年度分県民税賦課状況報告書（確定）

富山県税条例第42条第2項の規定により、次のとおり報告します。

市町村長

1 納税義務者数

区 分	均等割のみ ①	所得割のみ ②	退職所得の所得割のみ	均等割及び所得割 ③	合 計 ①+②+③ ④	超過課税対象	森林環境税対象
納 税 義 務 者 数							

2 住民税総額

区分	県民税		市町村民税		合計		森林環境税	
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収
均 等 割								
う ち 超 過 課 税 分								
所 得 割								
小 計								
退 職 所 得 の 所 得 割								
計								
本年度課税における翌年度収入額								
前年度課税における本年度収入額								
課 税 額 合 計								

加算金

過 少 申 告 加 算 金					
不 申 告 加 算 金					
重 加 算 金					

3 控除額

所 得 割 控 除 額	人 員	控 除 税 額
外 国 税 額		
配 当		

R5以前県民税按分率	
R6以降県民税按分率	
森林環境税按分率	

4 減免額

減 免 額	人 員	均 等 割 額	所 得 割 額
全 部			
一 部			

第62号様式(1)及び第62号様式(2)を次のように改める。

第62号様式(1) (第40条関係)

年 月 日

様

富山県総合県税事務所長 [印]

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税更正  
決定等通知書

次のとおり更正・決定及び加算金決定しましたから通知します。

課税番号	事業年度又は連結事業年度		年月日から 年月日まで	
法人番号	更正(決定)の理由			
指定納期限	年月日			
法人事業税			法人県民税	
摘要	課税標準	税率( /100)	税額	円
所得割	所得金額又は個別所得金額の総額	①		
	年400万円以下の金額	②		
	年400万円を超え年800万円以下の金額	③		
	年800万円を超える金額又は軽減税率不適用法人の金額	④		
	合計	⑤		
付加額	付加価値割総額	⑥		
資本割	資本金等の額総額	⑧		
収入割	収入金額総額	⑩		
合計事業税額	⑤+⑥+⑧+⑩			
改正法附則の控除額	⑬	事業税の特定寄附金税額控除	⑭	
仮装経理に基づく事業税額の控除額	⑮			
既に納付の確定した事業税額	⑯	租税条約の実施に係る事業税額の控除額	⑰	
差引事業税額	⑫-⑬-⑭-⑮-⑯	⑱のうち仮装経理に基づく過大申告の更正による税額	⑲	
⑳のうち租税条約の実施に係る過大申告の更正による税額		納付すべき事業税額	⑳+㉑+㉒	
特別法人事業税			県民税額の合計額	
摘要	課税標準	税率( /100)	税額	円
所得割に係る特別法人事業税額	㉔			
収入割に係る特別法人事業税額	㉕			
合計特別法人事業税額	㉔+㉕			
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	㉖	既に納付の確定した特別法人事業税額	㉗	
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	㉘	差引特別法人事業税額	㉙-㉚-㉛-㉜	
㉝のうち仮装経理に基づく過大申告の更正による税額		㉞のうち租税条約の実施に係る過大申告の更正による税額	㉞	
納付すべき特別法人事業税額			還付利子割額	
区分	算定基礎となる税額	率( /100)	加算金額	既に納付の確定した税額
加算金	過少申告加算金(加重対象分)			過不足額
	不申告加算金(加重対象分)			
	重加算金			
今回納付すべき総額				
㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖-㉗				
法人県民税			分	
課税標準			割	
法人税総額			総数	
本県分			本県分	
本県分法人税割額(㉙×/100)			本県分	
道府県民税の特定寄附金税額控除額			本県分	
税額控除超過額相当額の加算額			本県分	
外国関係会社等に係る控除対象又は特別控除対象所得税額相当額の控除額			本県分	
外国の法人税等の額の控除額			本県分	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額			本県分	
利子割額の控除額			本県分	
差引法人税割額			本県分	
㉙-㉚-㉛-㉜			本県分	
既に納付の確定した法人税割額			本県分	
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額			本県分	
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額			本県分	
再差引法人税割額			本県分	
㉙-㉚-㉛+㉜			本県分	
均等割額			本県分	
既に納付の確定した均等割額			本県分	
差引均等割額			本県分	
㉙-㉚			本県分	
県民税額の合計額			本県分	
㉑+㉒			本県分	
利子割額			本県分	
㉙			本県分	
還付利子割額			本県分	
㉙			本県分	
売上高			本県分	
軌道、鉄道			本県分	

- 1 不足税額については、申告納付すべきであつた納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、不足税額に年14.6パーセント（この通知書の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額（計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額

---

の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算する。)に相当する延滞金額を加算して納付してください。

2 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。

3 2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

---

第62号様式(2) (第40条関係)

年 月 日

様

富山県総合県税事務所長 [印]

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税更正決定等通知書

次のとおり更正・決定及び加算金決定しましたから通知します。

課税番号	事業年度又は連結事業年度	年月日から	年月日まで	
法人番号	更正(決定)の理由			
指定納期限	年月日			
<b>法人県民税</b>				
課税標準	税率( /100)	税額	円	
<b>法第七十二条の二第一項</b> 第一号又は第二号に掲げる事業	所得金額又は個別所得金額の総額 ①			
	年400万円以下の金額 ②			
	年400万円を超え年800万円以下の金額 ③			
	年800万円を超え年1,000万円以下の金額又は臨時税率適用法人の金額 ④			
	合計 ⑤			
	付加価値額総額 ⑥			
	本県分 ⑦			
	資本金等の額総額 ⑧			
	本県分 ⑨			
	収入金額総額 ⑩			
	本県分 ⑪			
<b>法第七十二条の二第二項</b> 第三号に掲げる事業	所得金額総額 ⑫			
	本県分 ⑬			
	付加価値額総額 ⑭			
	本県分 ⑮			
	資本金等の額総額 ⑯			
	本県分 ⑰			
	収入金額総額 ⑱			
	本県分 ⑲			
	合計事業税額 ⑳			
	事業税の特定寄附金税額控除額 ㉑	仮装経理に基づく事業税額の控除額 ㉒		
	既に納付の確定した事業税額 ㉓	租税条約の実施に係る事業税額の控除額 ㉔		
差引事業税額 ㉕	㉑のうち仮装経理に基づく過大申告の更正による税額 ㉖			
㉑のうち租税条約の実施に係る過大申告の更正による税額 ㉗	納付すべき事業税額 ㉘			
<b>特別法人事業税</b>				
課税標準	税率( /100)	税額	円	
法72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額 ㉙				
法72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額 ㉚				
法72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額 ㉛				
合計特別法人事業税額 ㉜				
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額 ㉝	既に納付の確定した特別法人事業税額 ㉞			
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額 ㉟	差引特別法人事業税額 ㊱			
㉑のうち仮装経理に基づく過大申告の更正による税額 ㊲	㉑のうち租税条約の実施に係る過大申告の更正による税額 ㊳			
<b>納付すべき特別法人事業税額 ㊴</b>				
<b>今回納付すべき総額 ㊵</b>				
㉘ + ㉜ + ㊴ + ㊵				
<b>加算金</b>				
区分	(加重対象分)	重加算金	円	
課税標準となる税額				
率( /100)				
加算金額				
既に納付の確定した額				
過不足額				

- 1 不足税額については、申告納付すべきであつた納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、不足税額に年14.6パーセント（この通知書の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額（計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額

---

の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算する。)に相当する延滞金額を加算して納付してください。

2 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。

3 2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
-